

令和3年第8回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和3年第8回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和3年8月26日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和3年8月26日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 - 議案第1号 おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規程を廃止する訓令について
 - 議案第2号 おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について
- 7 協議事項
- 8 報告案件
- 9 その他
 - ① 総合教育会議について

教育委員会定例会 8月教育長報告

令和3年8月26日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	日	
2	月	庁議 教委打合せ 鶏舞教室
3	火	事務の点検評価アドバイザー会議
4	水	平和祈念祭 町長公約ヒアリング 町民駅伝実行委員会
5	木	教委コロナ打合せ イングリッシュワークショップ
6	金	ICT活用研修会(百石中)
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	県教職員組合来庁 教委打合せ
11	水	相談室(先輩と語る会)
12	木	町災害警戒対策本部
13	金	
14	土	
15	日	町災害警戒対策本部
16	月	通学路合同点検(木ノ下小/下田小)
17	火	教委打合せ 通学路合同点検(百石小) 政策会議
18	水	教委コロナ打合せ
19	木	議員全員協議会
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	教委打合せ
24	火	
25	水	一般質問調整会議 生徒指導連絡協議会
26	木	教委コロナ打合せ 東部スピーチコンテスト 教育委員会定例会
27	金	校長会 甲洋小水泳教室
28	土	
29	日	
30	月	教委打合せ
31	火	通学路合同点検(甲洋小)

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

8月・9月行事予定及び報告事項

< 8 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
3日	火	事務の点検評価アドバイザー会議（第2回）	分庁舎
11日～ 13日	水～ 金	町立学校閉庁日	各校
26日	木	教育委員会定例会	分庁舎
27日	金	校長会	分庁舎

< 9 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
16日	木	教頭会	みなくる館
18日～ 20日	土～ 月	上北地方中学校体育大会新人大会	上北地方管内
21日	火	学校訪問	木内々小学校 甲洋小学校
22日	水	教育委員会定例会	分庁舎
24日	金	学校訪問	百石小学校 木ノ下小学校
29日	水	校長会	木内々小学校

8月・9月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

8 月	行 事 名	場 所
21日（土）	町子ども会育成連合会「生まれ!!ガキ大将パートⅡ」	県立三沢航空科学館
29日（日）	第36回おいらせ全国将棋祭り	みなくる館、大山将棋記念館
	図書館まつり	町立図書館

9 月	行 事 名	場 所
1・8・15日（水）	学びカレッジ専門講座「つまみ細工講座」	東公民館
21日（火）	放課後子どもプラン実務者研修会	東公民館
27日（月）	公民館視察研修	八戸市立根城公民館

その他の事項(事務連絡等)

8月・9月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

8 月	行 事 名	場 所
29 日 (日)	ニュースポーツ体験(全国将棋祭り併催事業)	甲洋小

9 月	行 事 名	場 所

その他の事項(事務連絡等)

議案第 1 号

おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規程を廃止する訓令について

おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規程（平成18年教育委員会訓令第12号）を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

令和3年8月26日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

スポーツ少年団本部に加盟する分団の指導者確保と育成、分団の活動を支援することを目的とする「スポーツ少年団交付金」を新設したことにより、本規程を廃止するため提案するものである。

おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規程を廃止する訓令

おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規程（平成18年教育委員会訓令第12号）は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

おいらせ町教育委員会が令和2年度に実施した事務事業における、点検及び評価に関する報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により別冊のとおり議会に提出するとともに公表する。

令和3年8月26日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び、おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱並びに同実施要領に基づき、おいらせ町教育委員会が令和2年度に実施した事務事業における、点検及び評価に関する報告書を作成したので、これを町議会に提出するとともに、公表するため提案するものである。

□その他

① 総合教育会議について

令和3年度総合教育会議について、主管課である総務課から開催日等の調整依頼がありましたので、確認するものです。

- 1 開催予定 10月から12月上旬までの間
(令和3年11月8日(月)から12日(金)までの1日)

2 会議内容 過去のテーマと概要

回次	期日等	テーマと概要
1	H27. 8. 5 (水) 15:00~15:45 本庁舎 庁議室	おいらせ町総合教育会議の設置について ・町総合教育会議設置要綱案 ・町総合教育会議傍聴人要綱案 おいらせ町教育大綱策定について ・大綱策定の方向性を町総合計画に合わせたい
2	H28. 1. 13 (水) 15:00~15:45 本庁舎 庁議室	おいらせ町教育大綱案について【大綱案承認】 ・町総合計画の基本目標と基本方針に合わせる ・計画期間を H28~H30 の3カ年とする
3	H29. 2. 15 (水) 15:00~16:00 本庁舎 庁議室	今後の英語教育について ・学習指導要領では小学校の英語が教科化される ・ALTの配置増(2人⇒4~5人)
4	H29. 12. 19 (火) 15:00~16:30 本庁舎 庁議室	今後の英語教育について ・英語教育推進委員会とALTの現状 特別支援教育支援員について ・上十三地区における支援員の現状
5	H31. 2. 14 (木) 15:00~16:15 本庁舎 庁議室	おいらせ町教育大綱案について【大綱案承認】 ・計画期間を2019~2023年度の5年間とする おいらせ町学校教育の現状について ・在籍、学力、図書、不登校、相談室等の現状
6	R2. 2. 7 (金) 15:00~ 本庁舎 庁議室	児童生徒の安全対策について ・情報通信を活用した安全対策(周知、連絡用) ICT教育の推進について ・ギガスクール構想に基づく1人1台端末整備等
7	R3. 2. 5 (金) 15:00~ 本庁舎 庁議室	学校における特別支援等について ・上十三地区における支援員の配置状況等 児童生徒の安全対策について ・防災行政用無線を活用した安全対策(周知)等

おいらせ町総合教育会議設置要綱

平成27年8月5日 告示第54号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、おいらせ町の教育に資するため、おいらせ町総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) おいらせ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) おいらせ町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総務課長が進行する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 総合教育会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、おいらせ町の公式サイトなどに掲示するよう努めるものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、大綱の策定等に関する会議資料の作成については、教育委員会が行うものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月5日から施行する。

附 則(平成29年12月14日告示第72号)

この告示は、告示の日から施行する。